

平成29年12月5日（火）

○議長（岡 弘悟君）順番8、7番 高本君。
7番、高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）そしたら、始めさせていただきます。

まずはじめに、今回の台風21号で被災された皆さんに、心からお見舞いを申し上げたいと思います。そして、また、災害対策に日夜対応させていただいた職員の皆さん、また、関係者の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行わせていただきたいと思います。

三点ございまして、まずはじめに、橋本市小規模企業振興基本条例制定を求める質問でございます。

平成25年に和歌山県中小企業振興条例が制定されました。その後、平成26年6月には、第186回国会で小規模企業振興基本法が制定されました。本市では、この二つの法の以前、平成23年3月に橋本市産業振興基本条例が制定されています。そこで、これらの条例基本法に関連して質問いたしたいと思います。

政府の小規模企業振興基本法の小規模企業とは、従業員5人以下を含む小さな企業のことを言っています。本市の企業の多くは小規模企業であります。他の自治体でも制定が進んでおりますが、本市においても、橋本市小規模企業振興基本条例を制定していただきたいと思いますが、そのことをお聞きします。

大きな項目二つ目ですが、自主防災会と橋本市地域防災計画についてお聞きします。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして昨年の熊本地震では、死者228名、負傷者2,770名、家屋全壊が8,696戸、家屋半壊が3万4,530

戸の大きな被害となりました。地震といえば、本市には中央構造線断層帯があり、最大マグニチュード8が想定されています。

橋本市防災計画によりますと、被害想定数は、多いときで、死者約200人、負傷者約1,100人、要救助者約860人、避難所生活者約2万2,100人と想定されています。自主防災会と防災計画についてお尋ねいたします。

一つ目は、各地域の自主防災会に、防災士が置かれておられたら、訓練等で役割を果たしていただけると私は思います。全ての自主防災会に防災士を配置する事業計画ができないかをお尋ねしたいと思います。

二つ目に、地域と学校でそれぞれ防災訓練が行われているかどうかをお聞きしたいと思います。

三点目に、橋本市防災計画について、最新の状況をお聞きします。備蓄で必要なものとして、食糧、機材等の関係で、それぞれどういうものがどれだけ準備できているかということ、防災計画としては、いつまでに、それぞれどれだけの備蓄をするのかお聞きしたいと思います。

四点目に、橋本市の拠点避難所は全部で35箇所ということで、災害を想定した場合、高齢者、人の手を借りないと早く非難できない方もおられます。そこで、全ての拠点避難所に、想定必要数の車椅子の配置を計画的に準備する必要があると私は思います。援助者の労力を少なくさせるし、避難所でも活躍できるものであります。必要数の車椅子の配置計画をつくるのかお聞きしたいと思います。

大きな項目の三点目ですが、台風21号による市内の被害状況とその対策についてお聞きします。

本年、10月22日の台風21号による市内の被害状況とその対策についてお聞きます。

全壊戸数、そして半壊戸数・床上浸水戸数、床下浸水戸数、浄化槽満水被害戸数は、それぞれ地域ごとに何戸ありましたか。お尋ねします。

大滝ダムは何時に、どの水位で何時間放流しましたかということと、大谷川樋門ポンプの分電盤がつかってしまっただけということでは思っていたんですが、実際に分電盤がつかると同時に、深夜零時にとめたということをお聞きしています。可動不能になったということになるわけですが、具体的なその状況を説明していただけたらと思います。

被害に遭われた方々の生活支援について、どのように対応されているかお聞きしたいことと、また、国と県に対してどのような対策・支援を求めておられるのかお聞きしたいと思います。

以上、大きな項目三点でございますが、ご答弁よろしくお願いたします。

ここでの質問は以上で終わります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君の質問項目1、小規模企業振興基本条例の制定に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（笠原英治君）登壇〕

○経済推進部長（笠原英治君）橋本市小規模企業振興基本条例制定についてお答えします。

平成26年経済センサス基礎調査によると、橋本市では国、地方公共団体を除く総事業所数は2,661軒です。また、従業者50人未満の事業所は2,605軒で、そのうち5人以下の事業所は1,832軒です。このことから、従業者50人未満の事業所は全体の98%であり、本市事業所の大多数が小規模企業を含む中小企業であることがわかります。

一方、中小企業基本法第2条第1項に掲げ

る中小企業は、製造業等で従業員300人以下、卸売業及びサービス業で100人以下、小売業で50人以下となっています。また、同法第2条第5項にかかげる小規模企業は、商業・サービス業で従業員5人以下、製造業その他で20人以下となっています。

そのため、既に本市で制定している産業振興基本条例が、小規模企業者も対象とした基本的な振興方針を明記している条例であります。また、具体的な施策に関しましても、産業振興基金事業補助金交付要綱及び商工業活性化資金利子補給補助金交付要綱等により、小規模企業を含めた全体事業者を支援してまいりたいと考えていますので、おただしの条例を制定する考えはございません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きいたします。小規模企業振興基本法では、定義として第2条にこう書いています。この法律において小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。小規模企業者とは、概ね常時使用する従業員数が5人以下の事業者をいうと規定しています。さらに、地方公共団体の責務として、このように書いています。基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定しています。

では、橋本市産業振興基本条例にこの二つの規定の趣旨がどこに書かれているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）現行の産業基本条例でも、壇上でもお話をさせていただきましたように、市内事業所の約7割が小規模

事業者なので、あえて表現しなくても全て中小企業、小規模事業者を含めて対象になっておるということになります。そういうことから、あえてこの基本条例に小規模企業者という表現は必要ないかと考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）一言でいいますと、今の答弁は部長の解釈であって、私が質問しているのは、文面のどこにそういう趣旨が書かれているかということを知っているんですけども、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）この条例は、あくまでも市、事業者、経済団体、市民の役割、さらに産業振興施策の実施にあたっての処置等を明確にするために基本理念を示した条例でございます。ですから、具体的なそういう施策については別に定めていきますし、基本理念として定めた条例ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）高本議員の質問に対して、今のは答弁になっていないんですけども、ただ、経済推進部長の中では、その理念の中に高本議員の質問しているこの二つの項目が含まれていると解釈しているという答弁でよろしいですか。

経済推進部長。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）この条例の定義の中に、事業者というふうな定義がございます。この事業者に全ての小規模企業も含まれておるということで、あえて表現していないということでございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）やっぱり答弁になっていないと思うんですけども、そしたら、お聞きいたします。橋本市産業振興基本条例は平成24年3月に制定されました。小規模企業振興

法、政府がつくったこの法が、その後の2年後、平成26年6月に制定されています。国は、従業員5人以下の小規模企業者の救済のために、あえて今回、小規模企業振興基本法を施行したと思いますが、2年後に政府がこれを制定したんですが、あえてこれをつくった趣旨をご理解されているかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）確かに、国全体で考えますと、大企業については景気の上向きによってある程度改善された大企業も多いんですが、その中で中小企業、特に小規模事業者の景況感というのは決してそうではないかと思えます。全体の事業者の中で、あえて小規模事業者を支援することが大切だということで、国の全体事業者の中に占める小規模事業者のことを考えると、橋本市の場合、その小規模事業者がほとんど7割以上、中小企業は9割ということになっておりますので、国が小規模企業に対してそういう法律を定めたという同じように、橋本市があえて条例を定める必要はないかと思っております。

○議長（岡 弘悟君）議論がかみ合っていないのは、高本議員は小規模企業振興基本条例というのは、今、橋本市が定めている中小企業に対しての基本条例とはまた別のものであって、違うので制定すべきじゃないかと。小規模の特定したものに対してやっていかなければいけないんじゃないかという議論と、今、行政の答弁は、それも含まれているという答弁のやりとりになっておりますので、高本議員、質問を変えていただいて、どこが違うのかという質問、話をしていただければ、今、行政としては同じじゃないかという答弁ばかりになってしまうので、このままやったら、その平行線になりますので、ちょっと質問を変えていただけますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、お聞きしたいんですが、小規模企業振興基本法の第11条には、政府は定期的に小規模企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならないとあり、さらに、第13条第5項には、施策の効果に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに基本計画を変更するものとするということで、政府の小規模企業振興基本法には書かれております。ということは、政府がその実態調査を公表すると言っていますし、それに基づく資料となるものが各自治体から提出されなければ実態調査の報告はまとめてできないと思います。政府に対して本市はその報告をする、私からいえば義務があると思うんですが、政府が5年ごとの実態調査を報告するにあたって、本市は政府に対してどのように報告されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）政府がこの調査を行っておる具体的な内容につきましては、定期的に行われておる商業統計調査であったり、経済センサス活動調査、直近では平成28年6月にされておるわけなのですが、こういう基礎調査を定期的に行っております。これに関しては、各自治体がそれぞれの担当で実施しておる状況ですので、そういったことは全て国のほうに報告させていただいて、まとめておるところでございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私からいきますと、統計の資料というものじゃなくて、政府があえて中小企業振興基本法をつくったんですが、それは中小企業の実態、どんなことで困っているのか、どんなことを要望されているのかということ、末端のそういう声を実際につかまなかったら何の意味もないと思うんです

よ。これこれの数字がここまで伸びたとか下がったとか、そんなことじゃなくて、実際に中小企業、小規模事業者の皆さんがどんなことで困っているかということをつかまなかったら何の意味もないと思うんですよ。そういう報告を当局として、本市として政府に提出しなかったら、私は何の意味もないと思いますよ、そんなデータを提出してても。その辺いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）この調査は数字的な調査だけではありませんでして、その結果として、2017年版「小規模企業白書」というそういったものが、中小企業庁ほうで出されております。これによって私のところも、小規模企業者、中小企業者の状況について報告されたものを全国でまとめられて、きちんと整理されております。

その内容によりますと、当然、大企業の経営利益は大きく改善していますけど、中小企業、小規模企業については格差が拡大している、そうであったり、中小企業、小規模企業者は経営者年齢が非常に高齢化しているとあったり、小規模企業では人手不足が非常に強まっている、その背景には賃金ギャップがある。それと、小規模なほど女性やシニアといった多様な人材を積極的に活用している、こういう前向きな報告もあります。それと、小規模事業者は親族内承継がほとんどでございます。親族外の承継に非常に抵抗感を感じる方が多い、そういった内容についてもこの調査の中で浮き彫りになってきております。そういったことについて、私どもも把握しておる状況でございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）政府のほうから、先ほど言いましたように、小規模企業振興基本法が施行されたわけですが、それは平成26年で

す。橋本市は5人以下の小規模企業が1,832あります。どんな要望があって、どんなことで困っているか、先ほど言いましたようにつかむことが大事だと思うんですが、本市当局として行政自ら実態調査したことが、この平成26年以降あるかどうかをお聞きしたいと思います。あれば、具体的にお話していただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長、先ほどと同じ答弁になってしまうと思いますので、ここではっきり整理しますが、高本議員は、実態調査と商業統計調査というものは全く別ではないのかと、実態調査というのはそれに含まれないんじゃないかという話をずっとされているので、答弁としては、含まれるならばどういう理由で含まれる、含まれないならばどういう理由で含まれていないのをきっちり明確にして答弁をいただけますか。平行線をたどっています。

経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）この白書のもととなる調査については、国からの指導に基づいて本市が行っております。ただ、市が直接事業者を回っての調査は行っていません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）本市に1,832、圧倒的に小規模事業者がほとんどなのに、行政自らが実態調査をしていない。私はこれで橋本市の地域経済活性化ができていないように思わないんですが、実態調査をする考えはあるんですか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）行政として、商工団体であったり、その他の商店街組合、そういったところと非常に深くおつき合いさせていただいておりますので、そういった事業所の状況というのはある程度把握しております。ですから、具体施策として制度

を設けて、小規模事業者を中心とした支援をさせていただいておるところでございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）部長のお答えはそれはそれなんですけども、1,832あるんですよ。具体的に数で言うていただけませんか。何軒調べて、どういう状況やったか、調査の内容をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）部長、商業統計調査は、実態調査に含まれるんですか、含まれないのか。

○経済推進部長（笠原英治君）含まれます。

○議長（岡 弘悟君）でしょう。その答弁、先ほどの答弁と食い違いがありますよ。その答弁をしっかりとしないと、やってないという議論になっていきますので、その辺の議論をきっちり整理して答弁していただけますか。

経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）統計調査の内容につきましては、全ての事業者を対象にして調査しております。そういうことで、私もこの内容である程度の状況を把握しておるといふことと、それと、商工団体とか、先ほどお話しさせてもらったいろんな事業者と直接かかわりを持たせていただいておりますので、そういった今の課題であったり、問題を、具体的にお話いただいたり、相談を受けたりしておりますので、統計調査の中では全部しておるんですが、直接調査で何軒したというそういう報告は、現時点ではさせていただくことが無理だと思います。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）詳しく知りたいと思いますので、部長、後ほど、調査の報告書みたいなものがあるんでしたらいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そしたら、ちょっと最後にお聞きしたいんですが、質問繰り返しになるかもわかりませ

んけど、橋本市産業振興基本条例、この中に、政府の、先ほど言いました小規模事業の文言を1文追加することは不可能じゃないと思いますけども、その産業振興基本条例の中に、政府があえてつくった小規模事業の1文、その条文を入れることはできないでしょうか。お願いします。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）壇上でも申しましたように、全ての事業者の中に含まれておると考えておりますので、あくまでもこの条例は基本的な大きな骨格の部分でございますので、あえて中小企業であったり、小規模企業という表現は、現時点では考えておりません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、政府は、あえてこういう小規模事業者の救済になると思うんですが、そういう意味での基本法をつかったことは、全然つくる必要もなかったということですか。つくる必要があったからつくったんであって、事業者という、ただその三つの言葉に、産業振興条例に書いているんですが、それで済まされたら私はどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）国が小規模企業基本法をつくる前から、私どもは小規模企業者に対してしっかり制度的に支援をしていく必要があるというふうに考えましたので、中小企業90%以上、小規模企業約70%の事業者に対して全面的に支援するというところでこの産業基本条例を制定しまして、具体的な制度を設けたということになりますので、決して国の施策に遅れをとっておるとは考えておりません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）なかなかうまいことか

み合わない。私はその産業振興基本条例の中に、政府の言っている小規模の文言を入れてほしいということで思っているんです。そういう意味で、頭からできないじゃくて検討してください。どうぞよろしくお願いします。

一つ目を終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、自主防災会と橋本市地域防災計画に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（坂本安弘君）登壇〕

○危機管理監（坂本安弘君）自主防災と橋本市地域防災計画についてお答えします。

まず、一点目の全ての自主防災組織に防災士を配置する事業計画をつくれませんかとのおただしですが、防災士については和歌山県が県内で100人の定員を設けて、修了者に防災士の取得試験の受験資格が付与される、紀の国防災人づくり塾という講座を毎年開設しています。本市としては、市内全ての自主防災組織並びに「広報はしもと」を通じて、全市民に人づくり塾の募集を行い、講座を受講していただくことで、防災士の育成に努めており、平成29年10月末現在、141名の方が橋本市で登録いただいています。しかし、資格取得については、各自主防災組織、各個人の自主性が大切だと考えているため、橋本市地域防災計画において、全ての自主防災組織に防災士を配置する予定はありません。

次に、二点目の地域や学校で防災訓練は行われていますかのご質問にお答えします。

まず、地域での防災訓練についてですが、市内には112の自主防災組織が結成されており、それぞれの組織で自主的に防災訓練が行われています。しかし、防災訓練を実施できていない自主防災組織もありますので、全ての組織が訓練実施できるように啓発活動を行ってまいります。また、市内各小・中学校に

においては、各校の教育計画に基づき、年に1度防災訓練を実施しています。さらに、地域の自主防災組織と合同で防災訓練を実施している学校もあります。

次に、三点目の橋本市の備蓄計画に関するご質問にお答えします。

本市の備蓄計画は、昨年度に発生した熊本地震を受けて、橋本市地域防災計画における備蓄目標を東海・東南海・南海の3連動地震から市内で最も大きな被害が想定される中央構造線断層帯による地震へ見直しをしました。その中で議員のご質問の中にもありますが、避難所生活者約2万2,000人をもとに、食糧品や衛生用品などを平成29年度から平成38年度までの10年間で備蓄する計画としています。

主なものですが、食糧は一人3食分で6万6,000食、飲料水は一人3ℓで約6万6,000ℓ、毛布やエアマット、歯ブラシについてはそれぞれ一人一つずつの約2万2,000個の備蓄を目標とし、それぞれ約3割は災害時に協定業者から調達する流通備蓄で賄い、残りの7割を橋本市で備蓄する計画です。

現在の備蓄の状況は、食糧が約2万2,000食、飲料水が約1万8,000ℓ、毛布が約4,300枚となっています。そのほかにも各拠点避難所の防災倉庫には、避難生活に必要な簡易トイレ、パーテーション、ストーブ、発電機等を備蓄しています。

次に、四点目の拠点避難所に車椅子を配置する計画をつくるのかのご質問にお答えします。議員おただしのとおり、避難や避難生活において車椅子の必要な場面は考えられます。しかし、車椅子等の個人的に必要となるものについては、個人やそれぞれのご家庭で用意していただくことを原則として考えています。このため、三点目のご質問でお答えした備蓄計画を優先して実施していきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、四つ質問項目があったんですが、1、2、3を置いて四点目をお聞きしたいと思います。四点目の項目でちょっと再質問をさせていただきたいんですが、市内35箇所の拠点避難場所に車椅子の設置の要望ですが、日常生活で車椅子の必要な方は当然ご自身で持っておられます。災害時、どんなことで必要になるかはわかりません。そのときのために拠点避難所に車椅子の設置は必要ではないでしょうかと私は思います。

言いますと、折り畳みの車椅子、1台買っても2万円から2万2,000円、ちょっと調べてみたんですが、それぐらいの価格です。大きな価格ではないと私は思うんですが、飲料水や食糧、その他備蓄を優先されていることは当然であります。庁舎内に40台ほど車椅子があるとお聞きしておるんですが、常設の車椅子をそういった拠点避難所のところに置いておくことが、いざというときに必要と思いますので、日常生活で要ることは、当然、当たり前前で、皆さん、なかったら生活ができひんわけですから持っておられるのは当然ですが、いざ災害が起こったときに、そのときのために、どんなことでけがや高齢者のそういう状況を判断して、必要な場合がたくさん出てくると思うんです。そういう意味で、食糧、備蓄と同時に、これ、やらないという理由は言えないと思うんですけれどね。計画的に車椅子を避難所に設置するようにお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）壇上からの答弁でも申し上げましたように、28年度に備蓄計画を見直して、今年度29年度から10カ年をか

けて備蓄を達成していくと、計画を達成していくということでございます。ただ、単純に10で割って均等に整備をしていけるものでもございまして、そのときどきの年度年度の予算の状況等も考慮しながら、10カ年で計画を達成していくというふうに考えております。まずは、この計画の達成を最低限の目標といたしたいということでございます。

確かに、車椅子等、必要な場合がございます。議員もおただしのように、市役所、それから社会福祉協議会のほうで車椅子を持っております。それらもお借りする一方、備品の調達協定というの、当然考えていかなければならないというふうなところを思っておりますので、その辺をまず優先して考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今の答弁わかりにくいんですが、車椅子を計画的に設置することがなかったんですが、車椅子も含めて食糧と同じように設置する。車椅子を毎年買う必要もないのでね。買ったらずっと使えるものだから、食糧じゃなく消耗品じゃないので、それを設置する計画というのは、10年計画できちっと計画を持ってやれるように考えておられるんですか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）お聞きしましたところ、学校によりましては車椅子を持っておられる学校もありますし、そうでない学校もあるというふうには聞いておるんですけども、まずは、先ほども申しましたように10年間の備蓄計画を優先しながら、車椅子については災害協定なども考慮しつつ考えていきたいと。予算的なめどがつけば、車椅子の配備についても考えてはまいりたいと思っておりますけれども、防災倉庫の容量的な問題もございまして、その辺も含めての検討課題とさせ

ていただきたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、私の解釈で、車椅子も含めて用意するようにはしていただけるということでいいんですか。繰り返しますけど。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監、確かに今の答弁やったらそのように聞こえますよ。もうちょっと答弁の仕方を変えてください。

危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）現段階では、車椅子の調達計画は考えてございません。

○議長（岡 弘悟君）高本議員、危機管理監は、まず現在の28年度に改正になったこの計画を優先したいと。その計画ができれば、車椅子も計画にして考えていけるんじゃないかという可能性を示唆したということですね。今はできないけども、10年の計画ができれば、車椅子のことも考えられるんじゃないかなという話をされて、今現在はそれはできないですという話をされているんですね。

7番、高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）値段もそんな高いものではないので、何も難しく考えることはないと思うんですけどね。だから、本当に10年先に用意するなんて、30年以内に起こる可能性があると言われてるのに、明日でも起こるかかわからない。だから、10年先からじゃなくて設置するように考えていただくように検討してください。よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、台風21号による被害状況と対策に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（坂本安弘君）登壇〕

○危機管理監（坂本安弘君）まず、台風第21

号による市内の被害状況についてお答えします。

主な被害状況については、12番議員への答弁のとおりです。

地域別の被害については、紀陽・七福団地で半壊が86件、床上浸水が15件、床下浸水が51件、浄化槽のみの被害が21件です。その他の地区では、市脇区で倒壊が1件、矢倉脇区で浄化槽のみの被害が1件、御幸辻区で床下浸水が1件、杉尾区で一部損壊が1件、隅田町芋生区で倒壊が1件、隅田町山内区で浄化槽のみの被害が2件、須河区で全壊が1件、学文路区で床上浸水が1件、床下浸水が1件、浄化槽のみの被害が1件、南馬場区で半壊が1件、床上浸水が1件、床下浸水が3件、浄化槽のみの被害が1件、清水区で床下浸水が2件、浄化槽のみの被害が1件、高野口町大野区で半壊が1件、床上浸水が1件、浄化槽のみの被害が2件、高野口町伏原区で床下浸水が2件となります。

次に、大滝ダムの放流についてのご質問にお答えします。10月22日の20時頃から23日2時頃までの約6時間の間、大滝ダムの最大放流量毎秒1,200m³を超える最大毎秒約2,000m³の流入がありましたが、放流量は約1,200m³以下に調整することで、放流量を最大毎秒800m³低減させ、全体では1,500万m³の洪水を貯留したと推定されています。その結果、国土交通省の試算では、今回の氾濫危険水位を超える最大8m55cmまで水位が上昇した五箇地点での水位を約90cm低下させる効果があったと推定されています。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）大谷川樋門ポンプの分電盤の浸水経緯についてお答えいたします。

大谷川樋門に隣接する団地の排水路末端付近に設置している排水ポンプの稼働状況につ

いては、21日17時0分に大谷樋門内水側の水位計が3.2mまで上昇した段階で発電機を起動し、その後18時0分に3.8mまで水位が上昇しポンプ槽横の水路が満水状態となったため、ポンプを起動しました。

しかし、その後も水位の上昇が続き、ポンプ制御盤が水没する直前の24時0分に、水没による二次災害の防止等を考慮し、発電機側でポンプを停止しました。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、被害に遭われた方々の生活支援についてお答えします。

本市においての独自の生活支援制度はありません。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行う制度があります。対象となるのは、世帯主の1カ月以上の負傷及び家財の3分の1以上の損害、住居の半壊、住居の全壊、住居の全体が滅失もしくは流失した場合です。

また、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する制度もございますが、対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等で、台風第21号における本市の被災では対象となりません。

今般の災害に関し、適用が可能な制度としては、援護資金の貸付を行うものであり、保証人の設定や利息の条件も設定されています。

制度活用の可能性がある被災者の方には、制度の案内をしていくこととしていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）7番、高本君、再質問

ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）答弁書とは外れるんですが、関係しておりますので、生活支援について幾つかお聞きしたいと思います。

本年、10月27日に本市から紀陽・七福団地の皆さまへのという案内文書が届けられました。そこには、「改修工事から出る建築廃材等は、今回被災された方々への特例として依頼ごみ制度と同様の体制を組み、市が無料で収集を行うこととしました。収集期間は11月末をめどとさせていただきます。以後につきましては、状況を見た上で再度お知らせします」と書かれておりました。さらに、11月9日に配付された案内文書では、「11月30日をもって、家庭から出される災害ごみ対応は終了します」と書かれていました。

これまで本市は、一日も早く日常生活に戻れるようにご努力されてきたことは存じ上げていますが、でも、被災者に寄り添って、最後まで被災者の生活支援として、11月30日ではなく依頼ごみ制度同様の体制を組み、市の無料収集を継続してほしいというのが願いでございます。本市としてこれは当然やるべきではないかと私は考えておりますが、水につかった家電、何とかだましまし使っていますよという方もおられました。まだ片づいていないものもいろいろあるように聞いております。被災者からの連絡待ち、連絡してくださいという案内文書はちょっとあまりにも冷たいなと私は思います。被災者からの連絡待ちだけで済まらず、担当職員も大変ご苦労ですが、現地の状況を調べるのが被災者に寄り添うことではないでしょうか。そういうことで、期限を決めるのはどうかと思いますので、そのことをお答え願いたいと思います。

それと、もう一点、家電、家具についても、被災直後同様、収集してきたわけですから、

それも継続していただけるようにできないでしょうか。お聞きします。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）今、議員からおただしの無料収集、また家電等についての災害ごみの収集です。これを11月いっぱいで一応、切らせていただいております。ただ、詳細といたしますか、まだ先週なんですけども、先週も被災地のほうを担当のほうが回っております。これについては先ほど議員も言われたような、リフォームごみの関係について、一軒一軒回らせていただいて、現状どうなっているのか、また、今後の計画等についても、いろいろ情報を集めております。

そのような中で、まだまだごみも出る、リフォームの予定についてもまだまだ先になる、そのような声もいただいております。それらのことも、今回、また地元の方との説明会といたしますか、協議の場もございませう。それらの場での声も含めて、まだ継続していくのか、また継続するにあたって、どのような形でやっていくのか、それについては考慮していく必要はあると考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）継続していただけることになっておるのはおるんですが、これなんです、被災者から業者に依頼した場合に、業者の署名していただいて、それと、こんなことを書いていますよ。台風21号による床上浸水により居住している家庭の改修工事が必要となり、下記修繕業者に依頼しましたが、罹災により資産の被害が発生したため、修繕に伴い発生した産業廃棄物の処理費用の負担が厳しく、援助をお願いいたします。援助をお願いしますって、市自ら被災者のほうに寄り添ってやらなあかんことを、こんなことをこんな書類に書かせるという、これを提出して、それから回収されるんです。おかしいん

と違いますか。だから、この書類を提出せんでも回収するようにしてあげるのが普通じゃないんですか。そうなっているか、私の理解不足やったら教えてください。

○議長（岡 弘悟君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）本来、被災された方については、非常に大きな負担というものがかかっております。今回、かなりの多くの方々が水の被害に遭われたということで、ごみの回収、また家電、先ほどちょっと答弁もれもあったかと思うんですけど、家電や家具についても、市のほうで個別収集という形で11月いっぱいまでさせていただいたところでございます。

また、今、議員言われたように、個人の生活再建の負担軽減という意味で、リフォームに伴う、これについては産業廃棄物になるんですけども、基本は個人でやっていただくというのが基本ではございますけれども、今回、特に市のほうで、これについての処理費用というものについても負担していこうということで、これは皆さんに啓発に、今、回っておるところでございます。今、議員言われたように、そういう文言、確かにありました。これについてはそれぞれ市のほうでもできるだけ回って、一軒一軒それぞれの中で業者も含めて、市と業者、個人の方々、そして搬出業者、これ、産業廃棄物の処理運搬許可業者なんですけども、それらも合わせて、できるだけ個人の負担にならないような形でいきたいということで、説明にも回っております。

○議長（岡 弘悟君）書面に対して、その書面がなぜ必要なのかというのを聞いておられるので、その答弁をよろしく願いいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）申しわけござ

いません。基本的に、これについては紀北エコライフで焼却処分を予定しております。ご存じのように、エコライフについては一般廃棄物の処分場でございます。今回、これらについては法の中でも認められおるんですけども、申請を行った上でエコライフのほうで処分するというようなことになっております。これらも含めて、そういう形の文面になったということでご理解いただければと思います。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私は業者のサインをもらったこの書類を提出しなくてもいいようにできるんですかと聞いているんですけど、できるんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）先ほど言いましたように、業者のサインをもらって、この書類を提出して、それから、費用はかからないというのはそれはわかるんですけど、一々これを提出しなくてもいいように、震災直後はどんどん運んだって、私も畳を運びましたけど、そういう面倒くさい、面倒くさいと言ったら失礼ですけど、こういう手続きをしなくていいようにしてあげたいと思うんですが、どうですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

その費用を市が持つために、その申請をしていただくということなんです。産廃場、リフォームごみというのは、必ず業者が処理をするということなんですけども、これを、産廃を一廃に変えるという手続きを踏まなアカンのです。これも国、県との調整もした上で、その中で申し込んでいただいた上で、市がその処分費を負担するという事になっているんです。これを何もかも書類なしでやってい

ますと、例えば、業者さんが自分のところにあつたごみを持ってくる可能性もあるんですよ。同時に処理をして、一緒にされたらわからないのですよ。

だから、その中で、私どもも申し込みしていただいたら、そこを確認して、そして、これだけのごみ量が出るなということ、きちっとした形でやっていきたい。そういうごみにされたら、市の負担だけがふえるんです。そうではなくて、やはり私たちも今までごみ収集も全部、市で肩代わりをしてきましたし、浄化槽の関係も全部市が費用負担をしました。当然、リフォームに関しても、市で負担するという考えなんです。そのための一つの手続きとして、そこから出るごみだけはきちんと、私たちは、市では責任を持って処理をします。申し込んでいただかないと、何でもかんでも持ってこられては、逆に橋本市自身が法律に違反する可能性があるんです。あくまで、今回、法律で認められているのは、災害ごみということになっておりますので、これは被災者の方にとっては面倒なことかも知りませんが、橋本市としても行政が法律を破るということもできませんので、そういう正式な手続きを公にして、橋本市は産廃ごみを一廃でやりますよということになっておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君） 7番 高本君。

○7番（高本勝次君） そしたら、もう一点お聞きします。

被災者の皆さんが土日しか休みがとれない、勤務の都合で。このもろもろ幾つかの市役所へ提出しなきゃならない各種の手続きは、素朴な疑問ですけど、これはどういうふうを受け付けされるんですか。土日しか休みのない方は、休庁になっています、市役所。いろんな手続き、減免申請の手続きがありますやん

か。そういった手続きにどのように来たらいいんですかね。

○議長（岡 弘悟君） 市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君） 減免申請等ということで、税のことでのお問い合わせということで、災害により被害を受けられた方ということについて、災害減免法というのがございます。また、それと別に所得税法の中で雑損控除というような申請もございます。今回、地元の区長さんともまだ相談もさせていただいてはないんですけども、雑損控除、これらについての説明会ですね、また、説明会といえますか、これについては……。

○議長（岡 弘悟君） 部長、答弁が全くかみ合っていません。土日の受け付けについてはどうされるんですかという話です。

○市民生活部長（田中忠男君） これらについて、まだ日程調整等はできておりませんが、行いたいなというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君） 7番 高本君。

○7番（高本勝次君） ぜひよろしくお願ひいたします。

そしたら、最後に二つお聞きします、もう時間ありませんので。今回、具体的な被害原因の検証も行っているところと思うんですが、今後、同じような被害、それ以上の被害、そういったことが出ないように、抜本的な対策をどうとるのかということをお考えかと思うんですが、そういった検討されている情報、それを公開していただきたいと思えますし、不安を持っておられる市民がたくさんおられると思えます。現在、発行している市の広報でその情報を記載してお知らせしてほしいと思うんですが、早いうちの広報で、できますか。情報公開を広報で、今、特に現状とか、災害が起こった原因とか、こういう対策していますよというそういう情報を、広報で市民の皆さんに知らせてほしいんですが、されま

すか。

今回の災害について、状況の検証、それと、今後、この対策についてどうするんですよという市の考えを持っておられると思いますんで、それを、一体どうなったんかと市民の皆さんは不安がっているんで、市はこうふうに考えています、その考えをきちっと、現状の把握したことと今後の市の考えを、考えてますよ、こういう災害が二度と起こらないようにしたいと思いますよということを、広報で詳しく多くの市民の皆さんに知らせてほしいと私は思うんです。情報公開って大げさですけどね。それを広報で書いていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

七福・紀陽団地については、12月10日に地元説明会を開催させていただいて、どういう状況であったのかという説明をさせていただきます。これからの市の対応というのは、大変難しい問題もありまして、一番大きな問題がやっぱり紀の川の改修をどうしていくか。木を切るのか、樋門にゲートポンプをつくる

のかという部分では、昨日も一般質問でお答えしましたように、国の協議となってきますので、そう簡単に次の対策というのは打てるものでもありませんし、次、今、一つ考えていることはあるんですけども、ただそれについても、それが可能かどうかというこれからの検討と、それから、予算づけということで、まだまだそれを広報でお知らせするというのは無理な状況ですし、なかなかこの状況というのは台風ごとによって変わってきます。今回のように、秋の長雨プラス台風、今回の台風は秋の長雨、台風本体が来るまでに氾濫が起こっているというふうな状況もありますので、その中でどういう形でやるのか、広報でやるのか、また自主防災会の中でこういうことが必要と違いますかという話も必要かなと思いますので、まだ現時点では、そこまで考えておりませんので、また決まりましたら、連絡させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時7分 休憩）